


環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会
(事務局: 気候変動対策認証センター) 御中

平成22年10月25日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名						
岐阜県下呂地域・美輝の里 木質バイオマス燃料を用いた温室効果ガス削減事業 ～清流の郷 森林エネルギー循環プロジェクト～						
GHG 妥当性確認機関						
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。						
機関名	ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社					
担当部署名	審査・検証部門					
担当者名	[Redacted]					
担当者 E-mail	[Redacted]					
担当者電話番号	03-5774-9565					
機関要件への合致	気候変動枠組条約における指定運営組織 (DOE) として登録されている					
妥当性確認報告書発行日	2010.10.25					
審査内容			審査結果概要			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 1.1					
妥当性確認期間	2010年9月4日～ 2010年10月22日					
想定排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	—	154	345	345	345
プロジェクト情報 (A・B)	<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成したオフセット・クレジット(J-VER)制度(以下、「本制度」という)に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書(以下、「プロジェクト計画書」という)Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビュー、施設及び設備の実在性、稼働状況などを確認した。適宜修正が行われた結果、修正後のプロジェクト計画書 Ver.1.1においてプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、本制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>					
適格性要件(C)	<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくプロジェクト計画書 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビュー、設備の運用状態などを確認した。適宜修正が行われた結果、当該プロジェクトのプロジェクト計画書 Ver.1.1 における方法論 JEAM002 の適用は、本制度実施規則 Ver.2.2 及びポジティブリスト No.E002 Ver.4.0 に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。</p>					

<p>排出量・吸収量算定 (Ⅰ・Ⅱ)</p>	<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくモニタリング計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当該プロジェクトのモニタリング計画 Ver.1.1 における排出量算定は、方法論 JEAM002 及び本制度モニタリング方法ガイドライン Ver.2.1 に準拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>モニタリング計画(Ⅲ～Ⅵ)</p>	<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくモニタリング計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当該プロジェクトのモニタリング計画 Ver.1.1 は、方法論 JEAM002 及び本制度モニタリング方法ガイドライン Ver.2.1 に準拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>その他(D)</p>	<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくプロジェクト計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行い、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況を確認した。適宜修正が行われた結果、当該プロジェクトのプロジェクト計画書 Ver.1.1 におけるその他事項において、重要性の点から適正に表示されており、本制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>機関の見解 (サマリー・結論)</p>	<p>ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社(以下、「当社」という)は、本制度において馬瀬総合観光株式会社(以下「事業者」という)が計画、実施する当該プロジェクトのプロジェクト計画書 Ver.1.1 及びモニタリング計画書 Ver.1.1 に記載された情報について妥当性確認を行った。妥当性確認手続は、本制度における実施規則 Ver.2.2、モニタリング方法ガイドライン Ver.2.1、ポジティブリスト No.E002Ver.4.0 を適用基準とし、妥当性確認・検証ガイドライン Ver.1.1 に定められている妥当性確認に関する事項に準拠して行った。</p> <p>この妥当性確認業務の基準は、業務のリスクを勘案して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的な保証を得ることを求めている。妥当性確認は試査を基礎とし、文書確認及びインタビューを含む現地での確認により行なわれ、ポジティブリストや適格性基準への適合性の確認、法令順守、環境影響評価、パブリックコメントへの対応、ベースライン排出量・プロジェクト排出量・排出削減量の算定方法、データのモニタリング方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価の検討も含んでいる。これらの手続により、当社は意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。</p> <p>当社は、上記の基準等に基づいた妥当性確認の結果、事業者が作成した上記プロジェクト計画書 Ver.1.1 及びモニタリング計画書 Ver.1.1 が、実施した確認手続により判明した範囲において、全ての重要な点において適正であると認め、「無限定適正意見」を表明する。</p>
<p>パブリックコメントの概要</p>	
<p>パブリックコメントの募集期間 意見募集期間中にいただいたご意見はなかった。</p>	

コメント

—

妥当性確認機関の見解

—